

社会福祉法人 茨城県共同募金会役員等の給与及び費用弁償に関する規程

(目的及び適用範囲)

第1条 この規程は、社会福祉法人茨城県共同募金会（以下「本会」という。）における次に掲げる役員及び評議員（以下「役員等」という。）の給与及び費用弁償について定めることを目的とする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常務理事
- (4) 理事（会長、副会長及び常務理事を除く）
- (5) 監事
- (6) 評議員

(常務理事の給与)

第2条 常務理事の受ける給与は、月額報酬、通勤手当及び期末手当とする。

- 2 前項の月額報酬の額は、別表第1に掲げる額とし、通勤手当に関しては、職員の例による。
- 3 第1項の期末手当の額は、月額報酬に、茨城県の再任用職員の特定幹部職員に係る期末手当の支給月数を乗じて得る額とする。
- 4 給与の支給方法及び支給期日については、職員の例による。

(会長及び副会長の費用弁償)

第3条 会長及び副会長が、その職務を遂行するために旅行したときは、費用弁償として交通費実費、日当及び宿泊料を支給する。

(常務理事の費用弁償)

第4条 常務理事が、その職務を遂行するために旅行したときは、職員の旅費に関する規程の例により交通費実費等を費用弁償として支給する。

(その他の役員等の費用弁償)

第5条 第1条第4号、第5号及び第6号に定める役員等が、招集に応じ旅行したときは、費用弁償として交通費実費、日当及び宿泊料を支給する。

(本会職員給与との併給)

第6条 本会職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しない。

(日当及び宿泊料)

第7条 この規程に基づき支給する日当及び宿泊料の額は、別表第2の表による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年8月4日から施行する。
- 2 社会福祉法人茨城県共同募金会役員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する規程（平成8年6月1日）は、廃止する。

別表第1

職 名	月額報酬
常務理事	茨城県の定める出資法人等指導実施要領の別表第2において、常務理事等に適用される給与月額を上限として、会長が別に定める額

別表第2

職 名	日 当	宿泊料 (一夜につき)	
		甲	乙
会 長 副会長 理 事 監 事 評議員	2, 200円	10, 900円	9, 800円

備考

宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪府、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち、茨城県人事委員会規則で定める地域その他これらに準ずる地域で茨城県人事委員会規則で定めるものをい、乙地方とは、その他の地域をいう。